

「医療費のお知らせ」を活用した

医療費控除

FAQ



Q1 「医療費のお知らせ」を利用したいが、記載がない医療費があります。どうしたらいいですか。

- A 記載がない医療費については、医療機関等の領収書に基づいて、ご自身で「[医療費控除の明細書](#)」を作成し、申告書に添付してください。
(この場合、領収書は5年間保存する必要があります)
「医療費のお知らせ」でないと申告できないわけではありません。

<通知時期について> (毎月26日頃)

「医療費のお知らせ」は医療機関からの請求明細（レセプト）をもとに通知しています。

仕組み上**最短で受診から3ヶ月後**になります。

そのタイミングでレセプトが届いていない場合はさらに通知時期が遅くなります。

[通知時期の例]

| 受診月 | 通知時期（最短） |
|-----|----------|
| 11月 | 翌年2月 |
| 12月 | 翌年3月 |

※健康保険が適用されたものしか通知されません（自由診療は通知対象外）

Q2 「医療費のお知らせ」を利用したいのですが、どこから確認できますか。

- A ヘルスアップF@milyの「医療費控除用データ」をご利用ください。
・加入者ならどなたでも利用できます。
・医療費控除の確定申告にご利用の場合、年間医療費の一覧出力、合計額が確認できます。

<ヘルスアップ F@mily の「医療費のお知らせ」閲覧方法>

【パソコン版】

[ヘルスアップF@mily](#)ログイン後

医療費・資格などのお知らせ> 医療費のお知らせ・ジェネリック差額通知・資格情報の
お知らせ> 医療費・ジェネリック> 医療費のお知らせ及び保険給付決定通知書> 医療費
控除用データ

【スマートフォンアプリ版】

インストール・認証につきましては[こちら](#)をご覧ください

アプリ起動後、右下のオレンジ色のアイコンをタップ



医療費・資格等のお知らせ> 医療費のお知らせ及び保険給付決定通知書> 医療費控除用
データ

Q3 高額な医療費を支払っているため、後日、保険給付金（高額療養費・付加給付金）が支給されると思います。医療費控除の計算は、どのようにすればいいですか。

- A ご自身で領収書から概算で給付金額を計算して申告してください。
(確定した給付金額と当初の見込額とが異なる場合には、訂正の必要があります。)

もしくは、医療費控除の確定申告（還付申告）のみであれば、5年以内は通年で提出できます。
給付金額が確定してから申告してください。

[給付金額の計算のご参考]

[医療費の支払いが25,000円を超えた時（高額療養費・付加給付金）その1](#)

[医療費の支払いが25,000円を超えた時（高額療養費・付加給付金）その2](#)

Q4 「医療費のお知らせ」は電子確定申告（e-Tax）用のXML形式データでの提供を行っていますか。

- A 富士通健保では電子申告（e-Tax）用のXML形式データの提供は対応しておりません。
- 電子申告（e-Tax）を利用する場合、医療費通知に記載された金額等を入力して申告することができます。（5年間「医療費のお知らせ」の保管は必要）
入力の際は、[ヘルスアップF@mily](#)の「医療費控除用データ」の情報（年間合計金額）をお使いください。

Q5 「医療費のお知らせ」の「窓口支払額」と実際の支払額が異なります。どうしたらいいですか。

A ご自身が実際に負担された額を申告する必要がありますので、訂正して申告してください。

[差異の例]

- ・公費負担医療制度や自治体による医療費助成を受けている場合
- ・レセプトが減額査定されている場合

<10円単位での差額について>

「医療費のお知らせ」の「窓口支払額」は、総医療費×負担割合で計算されていますが、医療機関の窓口では四捨五入し10円単位で支払をしているため、数円～数十円の誤差が生じる場合があります。この差異は問題ありません。

Q6 すでに富士通健保を脱退しているため、ヘルスアップF@milyへログインできません。「医療費のお知らせ」を利用したいのですが、どうすればいいでしょうか。

A 紙の「医療費のお知らせ」を発行しますので、以下の方法でお手続きください。

なお、確定申告の時期は通常（10日程度）より、発行にお時間がかかります。
お急ぎの場合には、医療機関等の領収書に基づいての申告をご検討ください。

<発行を希望される場合>

「証明書発行願」をご提出ください。※発行できるのは最大で5年分です。

[様式] 証明書発行願（どちらかをお選びください）

w doc

p pdf

・証明書種類…保険給付費支給証明書を選択してください

・使用目的 …〇年分医療費控除の確定申告とご記載ください

[送付先] 〒211-0063 神奈川県川崎市中原区小杉町3-264-3
富士通健康保険組合 レセプトグループ宛

[任意継続・特例退職を脱退された方]

加入期間中は紙の「医療費のお知らせ」を発行しております。そちらの再発行はできません。
脱退以降の「医療費のお知らせ」のみを発行します。

Q7 医療費控除の対象となる費用を確認したいのですが。

A 医療費控除の対象となる費用の範囲などについては、[国税庁のホームページ](#)を参照ください。
または、税務署へお問い合わせください。

＜ご参考＞医療費控除における情報取得方法について 富士通健康保険組合「医療費のお知らせ」とマイナポータル「医療費通知情報」の比較

| 項目 | 富士通健康保険組合 「医療費のお知らせ」 | マイナポータル 「医療費通知情報」 |
|---------|--|---|
| 通知時期 | 最短で診療月の3ヶ月後 (例: 12月診療→翌年3月) | 最短で診療月の2ヶ月後 (例: 12月診療→翌年2月) |
| 保険給付金情報 | 記載あり | 情報なし ※その他通知されないもの 立替払いの療養費、整骨院施術費、審査支払業務を 健保と直接契約している医療機関で支払った費用 |
| 確認方法 | ・ヘルスアップF@mily (加入者全員) ・紙の「医療費のお知らせ」(任継・特退のみに郵送) | マイナンバーカードでマイナポータルにログイン |
| データ単位 | 加入者単位 (扶養家族分もまとめて記載) | 個人単位 (扶養家族分は各人のマイナポータルで取得) |

この情報は医療費控除の申告にあたり参考としてご利用ください。どちらを利用するかはご自身で選択してください。
手続き方法など詳しくは、最寄りの税務署、または、国税庁ホームページでご確認ください。

[マイナポータル連携を活用する場合] [国税庁ホームページ](#) [マイナポータルと連携した所得税確定申告手続き](#)